

環境影響評価に関する条例施行規則第29条に規定する別に定める方法

平成10年1月9日兵庫県告示第31号

環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号。以下「規則」という。）第29条に規定する別に定める方法を次のとおり定め、平成10年1月12日から施行する。次の表の第1欄に掲げる開発整備事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる長さに同表の第3欄に掲げる長さを乗じることにより、特別地域対象事業を実施しようとする地域に含まれる特別地域の面積を算定することとする。

開発整備事業の区分	乗じる対象となる長さ	乗じる長さ
規則別表第2 1の項(1)及び(3)に掲げる開発整備事業	5キロメートル。ただし、市街化調整区域等を通過する道路の建設にあつては、5キロメートルに当該市街化調整区域等を通過する当該道路の長さに相当する長さを加えた長さ	新設に係る道路の幅に相当する長さ
規則別表第2 1の項(2)に掲げる開発整備事業	新設に係る道路の総延長の2分の1に相当する長さ。ただし、市街化調整区域等を通過する道路の建設にあつては、新設に係る道路の総延長の2分の1に相当する長さに当該市街化調整区域等を通過する当該道路の長さに相当する長さを加えた長さ	新設に係る道路の幅に相当する長さ
規則別表第2 9の項に掲げる開発整備事業	3.75キロメートル。ただし、市街化調整区域等を通過する鉄道又は軌道の建設にあつては、3.75キロメートルに当該市街化調整区域等を通過する当該鉄道又は軌道の長さに相当する長さを加えた長さ	建設又は改良に係る鉄道施設又は線路の幅に相当する長さ

備考 市街化調整区域等とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により市町が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。